

## こんな“想い”を未来に届けませんか？

- 大好きな琵琶湖のために、自分にできることをしたい。
- 滋賀県の豊かな自然環境を、未来の子どもたちに残してあげたい。
- 生まれ育った滋賀の風土に恩返しをしたい。
- 琵琶湖への感謝の気持ちを、琵琶湖を守る活動に活かしてもらいたい。
- これまでお世話になった地域の未来のために自分の財産を役立ててほしい。

## よくあるご質問

- Q.** 遺贈について詳しく知りたいです。最初に誰に相談すればよいでしょう？
- A.** まずは、淡海ネットワークセンターにご相談ください。わからないことをひとつずつ一緒に解決していきます。また、必要に応じて専門機関等におつなぎしますので、遺言書の作成などの専門的な手続きについても遠慮なくご相談ください。
- Q.** 遺言書は必ず作らないといけませんか？
- A.** 遺贈寄付をするためには、ご意思や寄付金額等を明記した有効な遺言書が必要になります。法律の専門家である公証人に助言を受けながら作成する「公正証書遺言」がおすすめです。
- Q.** 遺贈は高額でないとはいけませんか？
- A.** そんなことはありません。寄付金額に下限はなく、少額でもお受けしています。
- Q.** 不動産や債権などの財産も遺贈できますか？
- A.** 未来ファンドおうみの基金は、現金のみの受け入れとなります。現金以外の資産も含めてご寄付をお考えの場合、専門機関等のご紹介も可能ですので、まずはご相談ください。
- Q.** 故人から相続した財産を寄付することもできますか？
- A.** はい、「相続財産」のご寄付も受け付けております。まずはご相談ください。

## 遺贈寄付のご案内

# 未来の子どもたちに 想いを届けませんか



— 「未来ファンドおうみ」は、遺贈寄付を受け入れています —

## 遺贈寄付・相続財産の寄付に関するお問合せはこちらまで

淡海ネットワークセンター（公益財団法人 淡海文化振興財団）  
〒520-0801 大津市におの浜 1-1-20（ピアザ淡海2F）  
TEL：077-524-8440 FAX：077-524-8442  
MAIL：office@ohmi-net.com  
ホームページ：https://ohmi-net.com/



Ohmi Network Center  
**淡海ネットワークセンター**  
公益財団法人 淡海文化振興財団

淡海ネットワークセンターは、1997年に滋賀県と県内市町の出資によって設立された公益財団法人です。地域の個性や魅力を高めたり、暮らしをよりよくするための活動、地域や社会の課題解決に自主的に取り組むNPO（民間非営利組織）や市民活動団体を支援しています。また、NPO、自治体、企業、教育機関などさまざまな組織や団体とのネットワークによる地域づくりを広めていく活動をしています。

## 遺贈寄付とは？

遺贈寄付とは、「遺言」によって自分の財産の一部または全部を寄付することです。遺贈寄付は、“社会の役に立ちたい”というあなたの“想い”を実現できる、誰もが選択可能な“エンディング”の形なのです。

淡海ネットワークセンターでは、託されたおひとりおひとりの“想い”を、より良い地域社会づくりのために行動する志ある市民団体へと、責任をもって確実につなごうといたします。

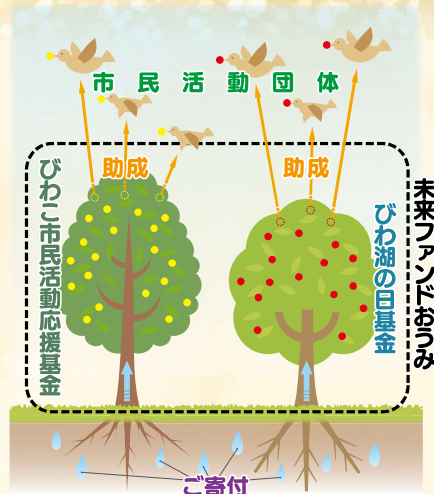
## 未来ファンドおうみであなたの想いを未来へ

滋賀県ではたくさんのNPOや市民活動団体が、活発に活動しています。

「未来ファンドおうみ」は、そうした活動を応援したい皆さまの“想い”を「寄付」として集め、それを、公益性・社会性・継続性が高い市民活動を実施する団体への「助成」という形で地域社会に還元する基金です。

“おたがいさま”がつながり、地域の誰もが支えあい、“志”が活きる地域社会の実現が、未来ファンドおうみの願いです。

「未来ファンドおうみ」であなたの想いを未来へ届けませんか？



## あなたの想いを託す基金をお選びください。

### びわこ市民活動応援基金

地域の困りごとの解決や地域の活性化につながる活動を支援します。



#### 《活動事例》

- 滋賀の文化遺産・伝統芸能を次世代につなぐ活動
- 子どもたちの未来を育む活動
- まちづくり、困りごとの支援 など

### びわ湖の日基金

琵琶湖や琵琶湖につながる河川、森林などの保全に関わる実践活動や調査活動、環境学習活動などを支援します。



#### 《活動事例》

- 琵琶湖や里山・森林の保全活動
- 子どもたちの自然体験、環境学習
- 豊かな川づくり など

## 遺贈寄付の流れ

### (1) 遺贈の意思決定

まずは、淡海ネットワークセンター（☎ 077-524-8440）にお問合せください。

具体的に決まっていなくても構いません。

基金の内容や、ご寄付がどのように活かされるかをご説明いたします。

なお、遺言書の作成には法律上の専門的な知識が必要なため、専門機関等をご紹介することも可能です。

### (2) 遺言書の作成

遺言書を作成していただきます。その際、遺言の内容を実行してもらう「遺言執行者」を決める必要があります。

法律等の専門知識が必要になりますので、専門家へのご相談や公正証書遺言の作成をおすすめします。

### (3) ご逝去された場合

ご家族や信頼できる方から、遺言執行者へご連絡いただきます。遺言執行者により、遺言の執行が開始されます。

### (4) 遺言執行

未来ファンドおうみの基金へ、遺言で指定された財産が寄付されます。

### (5) 寄付金領収書・感謝状のお渡し

ご遺族さまへお渡しいたします。

